

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
原産地規則解釈例規の制定について (関係協定等の略称) この通達における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1)～(18) (省略) <u>(19) 「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」……………英國協定</u>	原産地規則解釈例規の制定について (関係協定等の略称) この通達における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1)～(18) (同左) (新規)
第1章 (第1部から第4部関連)	第1章 (第1部～第4部関連)
<p>1. EU協定及び英國協定附屬書3－B (品目別原産地規則) 第1517.90号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」の產品について EU協定及び英國協定の附屬書3－B第1517.90号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」に當たる產品は關稅率表第1517.90号－2－(2)「その他のもの」に當たる產品をいう。</p> <p>2. EU協定及び英國協定附屬書3－B (品目別原産地規則) 中、生産において使用する材料について關稅率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について EU協定及び英國協定の附屬書3－Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において直接使用される第7類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第7類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。</p>	<p>1. EU協定附屬書3－B第1517.90号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」の產品について EU協定の附屬書3－B第1517.90号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」に當たる產品は關稅率表第1517.90号－2－(2)「その他のもの」に當たる產品をいう。</p> <p>2. EU協定附屬書3－B中、生産において使用する材料について關稅率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について EU協定の附屬書3－Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において直接使用される第7類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第7類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。</p>
第2章 (第11部関連)	第2章 (第11部関連)
<p>1. 第61類から第63類 衣類における「關稅分類を決定する構成部分」の解釈について 衣類における「關稅分類を決定する構成部分」は、原則として、產品の</p>	<p>1. 第61類～63類 衣類における「關稅分類を決定する構成部分」の解釈について 衣類における「關稅分類を決定する構成部分」は、原則として、產品の</p>

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、产品が属する号（HS 6桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。</p> <p>【対象となる協定等】</p> <p>シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定、<u>英国協定</u></p> <p>2. EU協定及び<u>英國協定</u>附屬書3－B（品目別原産地規則）第50類から第56類に規定する「機械による作業」について</p> <p>EU協定及び<u>英國協定</u>の附屬書3－B第50類から第56類に規定する「機械による作業」は、コアヤーン（しん糸に他の纖維を精紡工程でさや状に巻き付けた糸）やカバードヤーン（しん糸に紡績糸またはフィラメント糸をコイル状に巻き付けた糸）を製造する工程のほか、ねん糸後の工程である張糸、毛羽とり、磨糸及び糸継ぎを機械で行っている場合も含む。</p> <p>3. EU協定及び<u>英國協定</u>附屬書3－B（品目別原産地規則）第11部に規定する「紡績」の範囲について</p> <p>EU協定及び<u>英國協定</u>の附屬書3－B第11部に規定する「紡績」は、英文協定上“spinning”であることから、「紡糸」も含む。</p> <p>(削除)</p>	<p>表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、产品が属する号（HS 6桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。</p> <p>【対象となる協定等】</p> <p>シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定</p> <p>2. EU協定附屬書3－B（品目別原産地規則）の第50類～第56類に規定する「機械による作業」について</p> <p>EU協定附屬書3－B（品目別規則）の第50類～第56類に規定する「機械による作業」は、コアヤーン（しん糸に他の纖維を精紡工程でさや状に巻き付けた糸）やカバードヤーン（しん糸に紡績糸またはフィラメント糸をコイル状に巻き付けた糸）を製造する工程のほか、ねん糸後の工程である張糸、毛羽とり、磨糸及び糸継ぎを機械で行っている場合も含む。</p> <p>3. EU協定附屬書3－B（品目別原産地規則）の第11部に規定する「紡績」の範囲について</p> <p>EU協定附屬書3－Bの第11部に規定する「紡績」は、英文協定上“spinning”であることから、「紡糸」も含む。</p> <p>4. EU協定第3・6条第2項に規定する許容限度について</p> <p>EU協定及び第3・6条第2項は、「产品の生産において使用される非原産材料の価額が、附屬書3－Bに定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）を超える場合には、適用しない。」と規定しているが、この場合、品目別規則に記載する関税分類番号に分類される特定の非原産材料についてのみが当該最大価額を超える場合は、適用されない。</p>

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4. EU協定及び英國協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6から注釈8に規定する第11部における許容限度について</p> <p>EU協定及び英國協定の附属書3-B第11部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書3-A注釈6から注釈8を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおり。</p> <p>(1) 注釈8-1に規定する「裏地及び芯地を除く。」とは、注釈8-1を適用し、<u>価額</u>ベースでの許容限度を考慮する場合は裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。</p> <p>(2) 注釈8-1が対象としている品目は、英文協定上“a made-up textile product”であることから、<u>品目別原産地規則</u>上「製品にすること（“making-up”）」が要件とされている 第61類、第62類及び第63類第1節（第63.01項から第63.06項）である。</p> <p>(3) 注釈7の対象物品のうち、当該注釈を満たさない产品については、注釈8-1を満たす場合には原産品と認められる。</p> <p>(4) 注釈7に規定する「二以上の基本的な紡織用纖維を含む产品」とは、产品全体で2種類以上の紡織用纖維を含む产品のことであり、複数の生地を使用している产品について、生地毎に2種類以上の紡織用纖維を含んでいる必要はない。</p> <p>(5) 注釈8-3に規定する「附属書3-Bに定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」とは、<u>品目別原産地規則</u>第11部の纖維及び纖維製品について、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）を算出する際には、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含むことを意味する。</p> <p>5. 英国協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6から注釈8に規定する第11部における許容限度について</p> <p>英國協定の附属書3-B第11部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書3-A注釈6から注釈8を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおり。</p> <p>(1) 注釈8-2に規定する「関税分類を決定する構成部分」に関し、品目</p>	<p>5. EU協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）に規定する第11部における許容限度について</p> <p>EU協定の附属書3-B第11部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書3-A注釈6から8を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりである。</p> <p>(1) 注釈8第1項中「裏地及び芯地を除く。」とは、注釈8第1項を適用し、<u>価格</u>ベースでの許容限度を考慮する場合は裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。</p> <p>(2) 注釈8-1が対象としている品目は、英文協定上“a made-up textile product”であることから、<u>品目別規則</u>上「製品にすること（“making-up”）」が要件とされている 第61類、第62類及び第63類第1節（第63.01項から第63.06項）である。</p> <p>(3) 注釈7の対象物品のうち、当該注釈を満たさない产品については、注釈8-1を満たす場合には原産品と認められる。</p> <p>(4) EU協定の付属書3-A注釈7に規定する「二以上の基本的な紡織用纖維を含む产品」とは、产品全体で2種類以上の紡織用纖維を含む产品のことであり、複数の生地を使用している产品について、生地毎に2種類以上の紡織用纖維を含んでいる必要はない。</p> <p>(5) 注釈8第3項は、「附属書3-Bに定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」と規定しているが、この場合、<u>品目別規則</u>第11部の纖維及び纖維製品について、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）により付加価値基準を算出する際には、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含む。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別原産地規則のうち生産工程の要件又は関税分類の変更の要件について は当該構成部分のみを考慮し、非原産材料の価額の要件については產品 全体を考慮する。この場合、例えば「製品にすること（布の裁断を含 む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が產品のE X W の50パーセント又はF O Bの45パーセントを超えないことを条件とす る。）」という規定では、「生産において使用される非原産材料の価額が產 品のE X Wの50パーセント又はF O Bの45パーセントを超えないことを 条件とする。」は產品全体を考慮し、「製品にすること（布の裁断を含 む。）」は「<u>関税分類を決定する構成部分</u>」のみを考慮する。</p> <p>(2) 注釈2-2において、附属書3-B表二欄に定める各品目別原産地規 則は、同表一欄に掲げる対応する產品について適用することとされてい る。注釈8-2の適用に当たっては、附属書3-B表一欄については產 品全体を考慮し、同表二欄の品目別原産地規則については「<u>関税分類を 決定する構成部分</u>」を考慮する。この場合、例えば第62.02項の產品であ って「<u>関税分類を決定する構成部分</u>」以外の部分にししゅうした產品 は、同表一欄においてししゅうした產品となり、当該產品に対応する同 表二欄の品目別原産地規則を「<u>関税分類を決定する構成部分</u>」に適用す る。</p> <p>(3) 注釈7-2から注釈7-4及び注釈8-1に規定する許容限度を適用 する場合、注釈8-2の規定にかかわらず（「<u>関税分類を決定する構成部 分</u>」のみならず）、產品全体を考慮する。</p> <p>6. EU協定及び英國協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6(d) における「<u>なせん（独立の作業）</u>」について</p> <p>EU協定及び英國協定の附属書3-A注釈6(d)における「<u>なせん（独立の 作業）</u>」において使用される非原産材料の<u>価額</u>の計算については、第50類か ら第63類までの各類に分類されない非原産材料の<u>価額</u>についても考慮す る。当該取扱いは、非原産材料の最大限の割合（<u>価額</u>に基づくもの）にお いても最小限の域内原産割合（<u>価額</u>に基づくもの）においても同様のもの である。</p>	
第3章（その他の原産地基準等関連）	第3章（その他の原産地基準等関連）

新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1. (省略)</p> <p>2. EU協定及び英國協定附屬書3－A（品目別原産地規則の注釈）注釈3－3の規定について EU協定及び英國協定の附屬書3－A注釈3－3に規定する「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別原産地規則を満たすことが出来ない非原産材料については、產品の原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。 EU協定の附屬書3－Bにおいて、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料（メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等）については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。</p> <p>3. EU協定及び英國協定第3・6条2（許容限度）について EU協定及び英國協定の第3・6条2に規定する「產品の生産において使用される非原産材料の価額が、附屬書3－Bに定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）を超える場合には、適用しない。」とは、附屬書3－B第二欄において產品全体について非原産材料の最大価額が定められている場合だけでなく、特定の材料についてのみ当該価額が定められている場合においても、第3・6条1の許容限度は適用できないことを意味する。</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. EU協定附屬書3－A（品目別原産地規則の注釈）注釈3第3項の規定について EU協定の附屬書3－A注釈3第3項中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。 同協定附屬書3－Bにおいて、第二欄に記載する規則が「製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料（メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等）については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。</p> <p>(新規)</p>